

整理番号	30001
評価対象年度	令和3年度
編成区分	2月補正

事務事業評価(事前)シート

提出日	令和4年1月5日
事業担当課	産業雇用政策課

《基本情報》

事務事業名	利子補給補助金		<input checked="" type="checkbox"/> 新規
			<input type="checkbox"/> 拡大
基本施策	C1 地場事業者の成長を支援します		
2025年度にめざす姿 (なにが、どうなっている)	なにが	どうなっている	
	地場事業者が	売上と利益を伸ばしている。	
個別施策	C1-1 地場事業者の経営力の強化を支援します		
2025年度にめざす姿 (なにが、どうなっている)	なにが	どうなっている	
	地場事業者が	経営資源を磨き、生産性を高めている。	

《事業の目的及び現在の取組み概要等》

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等はコロナ対応融資を受けることができ、一部のコロナ対応融資については、国の利子補給制度がある。</li> <li>・利子補給制度のある融資は、令和2年5月から令和3年3月末までは政府系金融機関及び民間金融機関の双方で取り扱われていたが、令和3年4月以降は政府系金融機関のみとなっている。</li> <li>・そのため、民間金融機関を利用する中小企業者のなかには、国の利子補給制度のないコロナ対応融資を利用しているものがある。</li> <li>・こうした中小企業者の中には、借入の際に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及ばないと想定して元金返済の据え置きを短期間に設定したことで、経営状況が回復しないうちから、利子の支払いに加えて元金返済が始まっているものがある。</li> <li>・さらに今後、元金返済が始まるものが一層増える見込みであり、資金繰りの悪化から事業継続に支障を来すものが出てくるのが懸念される。</li> </ul>
目標(誰(何)をどのような状態にしたいのか)	事業継続のために融資を受けている事業者の資金繰りの悪化を抑制し、事業継続及び雇用の場の維持を図る。
課題(どういことをする必要のあるのか)	事業継続のために融資を受けているにも関わらず、同感染症の影響が長期化しているために経営が回復せず、資金繰りに苦慮している事業者に対し、令和4年3月末までに支払った利子相当額を補助することで、令和4年度の資金繰りの緩和を図る。
上記の問題点に対して現在行っている事業の有無	有・ <b>無</b>
当該新規・拡大事業を行うにあたり、縮小・統合・廃止する事業	有・ <b>無</b> ※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等) 新規・拡大事業を行うためには、今までやってきた取組みを検証し、成果や効果が低い事務事業の終了も含めた「選択と集中」に努めることが不可欠です。

《事業の概要》

<p>事業の具体的内容 (対象、事業主体、事業期間、総事業費、事業費内訳等記載)</p>	<p>1 補助対象者 ・新型コロナウイルス感染症の影響により中小企業信用保険法に規定する認定等を受けて補助対象融資を利用した中小企業者等。(セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証等) ・融資申込に利用したセーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の認定書等に記載された売上高等の減少率が次の要件を満たすもの。 (ア) 小規模企業者に該当する個人事業主にあつては、売上高等の減少率に要件なし。 (イ) 小規模企業者に該当する法人事業主にあつては、売上高等の減少率が15%以上。 (ウ) 上記(ア)、(イ)を除く中小企業者にあつては、売上高等の減少率が20%以上。 ※売上高の減少率基準は、国の要件に準じる。</p> <p>2 補助対象融資 次の融資制度の取扱開始日から令和4年3月31日までに融資実行されたもの。 ただし、当該融資に係る利子に対して、他の団体からの補助金等が交付されているものを除く。 ・長崎市中小企業災害復旧等支援資金(取扱開始:令和2年2月1日) ・長崎県緊急資金繰り支援(環境変化対策)(取扱開始:令和2年3月2日)</p> <p>3 補助額 借入後、令和4年3月31日までに支払った利息に相当する額の全額 4 申請期間 令和4年5月～7月(予定) 5 事業規模 対象事業者数 約880件(見込) 6 予算額 183,748千円(令和4年度に全額繰越)</p>					
<p>業務量の増減</p>	<p>797時間の増</p>					
<p>市民等の参画と協働のまちづくり (取組みに☑をし、その内容を記載)</p>	<p><input type="checkbox"/> 情報共有    <input type="checkbox"/> 参画    <input type="checkbox"/> 協働</p>					
<p>事業期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 単年度    <input type="checkbox"/> 単年度繰返し    <input type="checkbox"/> 期間限定 ( 年度～ 年度 )</p>					
<p>予算額</p>	<p>金額(千円)</p>	<p>国</p>	<p>県</p>	<p>地方債</p>	<p>その他</p>	<p>一般財源</p>
	<p>当年度</p>	<p>183,747</p>	<p>183,747</p>			
	<p>総額</p>					
	<p>財源名称</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金</p>				
<p>成果(活動)指標</p>	<p>指標(単位)</p>	<p>-</p>				
	<p>年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>
	<p>目標値</p>					
	<p>成果指標及び目標値の説明</p>					

## 評価結果

### (1) 今後の事業の方向性と理由

<input type="checkbox"/> 採択	<input type="checkbox"/> 所管案のとおり	<input type="checkbox"/> 事業のやり方改善	<input type="checkbox"/> 事業規模拡大	<input type="checkbox"/> 事業規模縮小
	<input type="checkbox"/> 事業統廃合	<input type="checkbox"/> その他		
<input checked="" type="checkbox"/> 不採択	<input checked="" type="checkbox"/> 企画不十分			
<input type="checkbox"/> 一部不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分			

### (2) 評価会議における指摘事項

コロナ禍により経済的影響を受けている中小事業者に対する国の支援として、令和2年3月以降、一部のコロナ対応融資に対する利子補給制度が設けられているが、事情によりこの利子補給を受けられない融資を利用している事業者に対し、借入時から令和4年3月末までに支払った利子相当額を補助しようとするもの。

該当事業者の資金繰りの悪化を抑制し、事業継続及び雇用の場の維持につなげようとする事業であるが、次の理由により不採択とする。

・コロナ対応融資の利子に着目した補助制度だが、利子補給の本来の意図は融資を受けやすくすることにあると考えられ、事業者は、利子補給がないことを前提として融資を受ける、受けないの判断をしている中で、対象者が既に支払った利子相当額に対し、事後に補助することを決定することは、公平性の観点などから制度設計に問題があると考えられる。

・事業継続及び雇用の場の維持に対する支援を目的とするならば、本質的な問題は状況が好転しないうちに元金返済が始まることであり、返済猶予等の対策を優先すべきである。